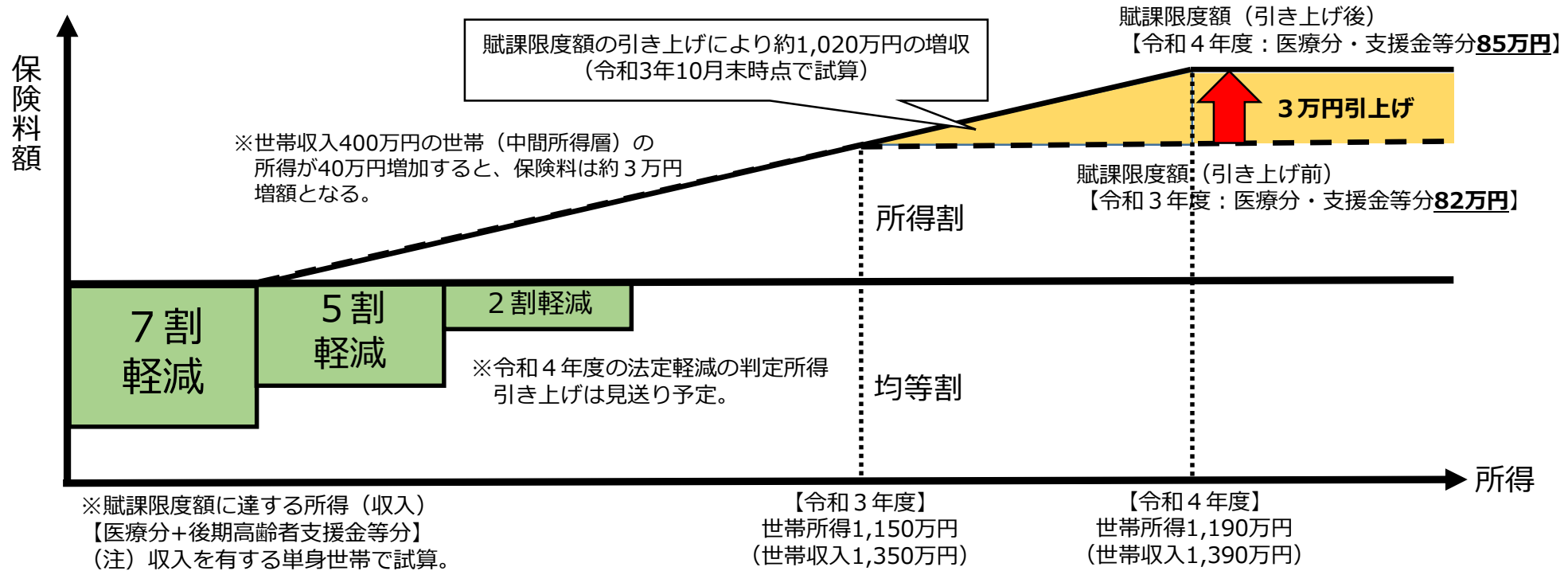


令和4年度国民健康保険料の賦課限度額の見直し(案)

資料 2
令和4年1月28日
第4回運営協議会

- 令和3年12月に「令和4年度税制改正大綱」が決定され、令和4年度の国民健康保険料の賦課限度額が引き上げられることとなった。
- 本市においても、医療給付費等の増加が見込まれる中で、賦課限度額の合計額を3万円引き上げることにより、中間所得層と高所得層の引き上げ幅の公平を図る。【条例第24条関係】

(令和4年度に賦課限度額を引き上げた場合の保険料イメージ)



◆賦課限度額の引き上げ（令和4年度）

	医療分	後期高齢者支援金等分	介護納付金分	合計
引き上げ前	63万円	19万円	17万円	99万円
引き上げ後 (引き上げ幅)	65万円 (+2万円)	20万円 (+1万円)	17万円 (増減なし)	102万円 (+3万円)

◆賦課限度額該当世帯の数・割合（令和4年度（推計））

	医療分	後期高齢者支援金等分	介護納付金分	合計
引き上げ前 世帯数 (割合)	364世帯 (1.31%)	354世帯 (1.27%)	201世帯 (1.63%)	919世帯 (1.35%)
引き上げ後 世帯数 (割合)	347世帯 (1.25%)	324世帯 (1.16%)	201世帯 (1.63%)	872世帯 (1.28%)